にぎわいホールを土日祝日・平日夜間に利用される方へ

にぎわいホールを土日祝日・平日夜間(17:15以降)に利用される場合は、にぎわい商業課の職員が不在となりますので、以下の点について確認していただき、利用をお願いします。

1 利用時の音量制限

証明サービスコーナーの営業に支障が生じる音量で利用した場合、イベント当日であっても、 シャッターの閉鎖やイベント音量の制限の指示を出すことがありますので、ご承知おきください。

2 倉庫の解錠・施錠

(1) 解錠

にぎわいホールの使用開始時間までに解錠します。解錠する時間を指定される場合は、事前 にご相談ください。

(2) 施錠(十日祝日・平日夜間共通)

にぎわいホールの利用終了後、警備員にホールの利用が終了したことを伝えてください。警備員から指示を受けた設備員が倉庫の施錠をします。(施錠に立ち会う必要はありません)



(裏面に続く)

3 シャッター・スライディングウォールの開閉

シャッターやスライディングウォール(移動式の間仕切り壁)の開閉が必要な場合は、警備室 にいる警備員に声をかけてください。警備員が現場に設備員を派遣し、設備員がシャッターやス ライディングウォールの開閉を行います。

シャッターやスライディングウォールは、利用される方の指示に基づき開閉します。お帰りの際にホールを閉鎖する場合は、完全に締め切るまで立会いをお願いします。

4 ソファの移動時の注意事項

にぎわいホール内に設置してあるソファをホールの外に移動する場合は、通路などに一定の間隔を空けて置いてください。ソファは積み上げず、通路を塞がないように置いてください。ホール利用後は元の場所に戻してください。

1階



4 照明・空調の調整

照明の点灯箇所や空調の温度を調節したい場合は、警備室にいる警備員に声をかけてください。 警備員が現場に設備員を派遣し、設備員が各種設備の操作を行います。

※にぎわいホール利用時の照明は全点灯としていますが、一部もしくはすべてを消灯することもできます。